

令和8年3月23日

卒業生の皆さん  
卒業生保護者様

墨田区立寺島中学校  
生活指導部

## 卒業後に本校卒業生が訪問する際のルール

卒業生の皆さんは中学校を卒業したことで、寺島中の同窓生となります。また、義務教育を終え社会人になるということです。ただし、3月31日までは寺中生です。新年度を迎える前に、これから社会人として必要なマナーを覚えていくことも大切なことです。以下に記載した内容をよく読み、行動できるようにしましょう。

### 記

- 用事のある先生には事前に電話連絡し、**面会予約（アポイントメント）**を取りましょう。  
予約をとる際に、卒業年度・氏名・用件（部活動への参加など）を伝えてください。突然の訪問になると、出張のために面会ができないことがあります。
- 来校する際は、まず職員玄関にある**来校者名簿**に記入して（帰りも同様）、**来校者カード**をつけて**職員室**を訪ねてください。  
許可なく校内を歩き回ることはできません。来校者カードは常に見えるように掲示してください。
- 訪問は放課後の時間としてください。（**授業日は16時以降**）  
訪問が授業を行っている時間帯になる場合や、休日・長期休業日（夏休みなど）になる場合は、予約の際に日時の調整をしてください。
- **常識的な服装や持ち物**で訪問してください。  
3月31日までは寺島中学校の標準服での来校をしましょう。4月以降に来校する場合、在校生にとって手本となるような服装や持ち物、態度で来校しましょう。校内でのスマートフォンの使用や飲食などは控えましょう。自転車は校庭敷地内には止められません。
- **担当職員の指示に従って**ください。  
同窓生にとって、寺島中学校は母校です。用事や悩み・相談があるときは遠慮せず訪問してください。ただし、どこの学校でも卒業生・同窓生が訪問する際のルールは存在します。上記のルールやマナーを守り、節度ある振る舞いを在校生に示しましょう。

以上

問い合わせ先  
墨田区立寺島中学校  
生活指導主任  
03-3617-0537